

## 「所定疾患施設療養費」算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、「肺炎」・「尿路感染症」・「带状疱疹」の疾病を発症したご利用者様に治療を行った場合に、介護報酬にて評価される事になりました。

当施設では、所定疾患療養費を適切に算定する事で、入所者様の健康や安心に繋げて参ります。

### 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について（平成28年度）

	病名	治療期間	投薬内容	検査内容
平成28年 4月	尿路感染症	5日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
平成28年 5月	尿路感染症	5日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	肺炎	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	肺炎	3日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
平成28年 6月	尿路感染症	5日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
平成28年 7月	尿路感染症	3日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	肺炎	4日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	肺炎	4日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	5日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
平成28年 8月	肺炎	3日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	肺炎	3日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	ミノサイクリン(100)	血液検査・尿検査
	肺炎	5日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
平成28年 9月	肺炎	7日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
	肺炎	7日間	ミノサイクリン(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	5日間	ミノサイクリン(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	4日間	シフロキノン(200)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	2日間	ミノサイクリン(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	3日間	シフロキノン(200)	血液検査・尿検査

平成28年 10月	尿路感染症	7日間	ミノサイクリン(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	肺炎	7日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
	尿路感染症	5日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
平成28年 11月	尿路感染症	5日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	肺炎	4日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
平成28年 12月	尿路感染症	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	肺炎	7日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
平成29年 1月	尿路感染症	6日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	スルバシリン1.5g	血液検査・尿検査
平成29年 2月	肺炎	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	肺炎	7日間	セフカペンピポキシル(100)	血液検査・尿検査
	尿路感染症	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
平成29年 3月	肺炎	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査
	肺炎	7日間	ジェニナック(200)	血液検査・尿検査

◆所定疾患施設療養費について

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限り)
- ④算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。